概要版

芽室町の緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画

芽室町緑の基本計画

■緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第４条に規定されている「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、市町村が定める法定計画です。

この計画は、芽室町の都市公園の整備等、都市計画による事業・制度のみならず、道路の緑化や学校等の公共公益施設の緑化、住宅地や事業所等の企業の緑化活動等、民地空間における緑化活動、緑化意識の普及等のソフト面も含めた、本町全体の「緑」全般に関する総合的な計画（マスタープラン）です。

また、緑の現状や緑に対するニーズを踏まえ、独自性や創意工夫を発揮し、まちの緑について将来のあるべき姿と、それを実現していくための施策を策定するものです。

■計画の位置づけ

本計画は、「第５期芽室町総合計画（平成３１年３月）」の将来像である「みんなで創りみんなでつなぐずっと輝くまち　めむろ」の実現の一翼を担うものです。

また、「芽室町都市計画マスタープラン」との整合を図り、同プランで定める公園・緑地の整備や都市緑化の方針を反映するものです。

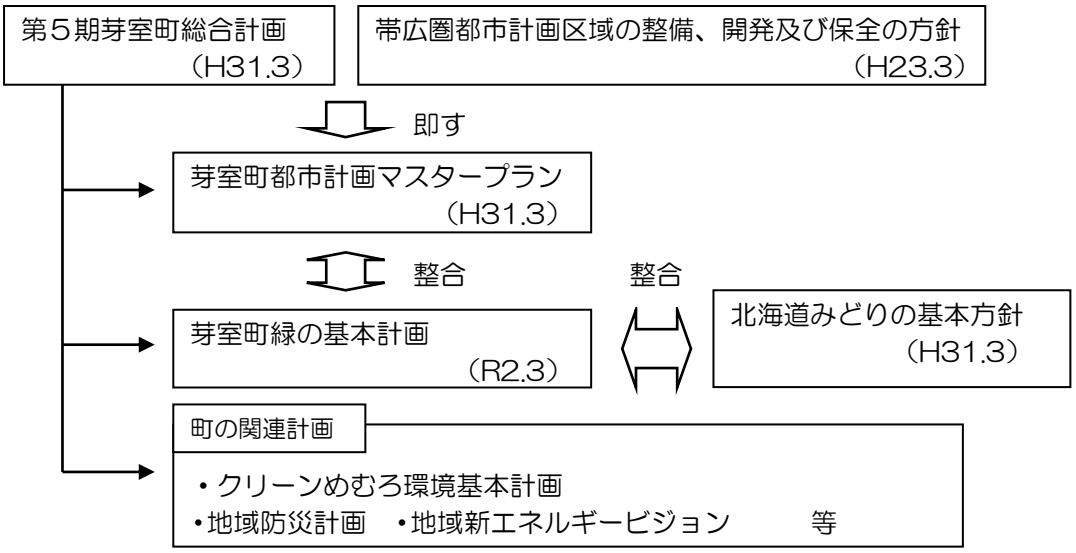

■計画期間

本計画は、令和２年度から令和８（２０２６）年度までの７年間を計画期間とします。なお、本計画は公園・緑地関連法令等の改正や各種関連計画の変更などの理由により、変更する必要がある場合には、見直しを実施します。

■計画対象範囲と規模

本町は行政区域の面積 51,376ha のうち、8,200ha が都市計画区域の面積として指定されています。本計画の対象範囲は、主として都市計画区域を対象としますが、施策の内容によっては、芽室町全体に関わるものもあります。

■計画で対象とする「緑地」の範囲

本計画では、以下の緑地を対象としています。都市公園等の「施設緑地」と、法や協定、条例等による「地域制緑地」があります。

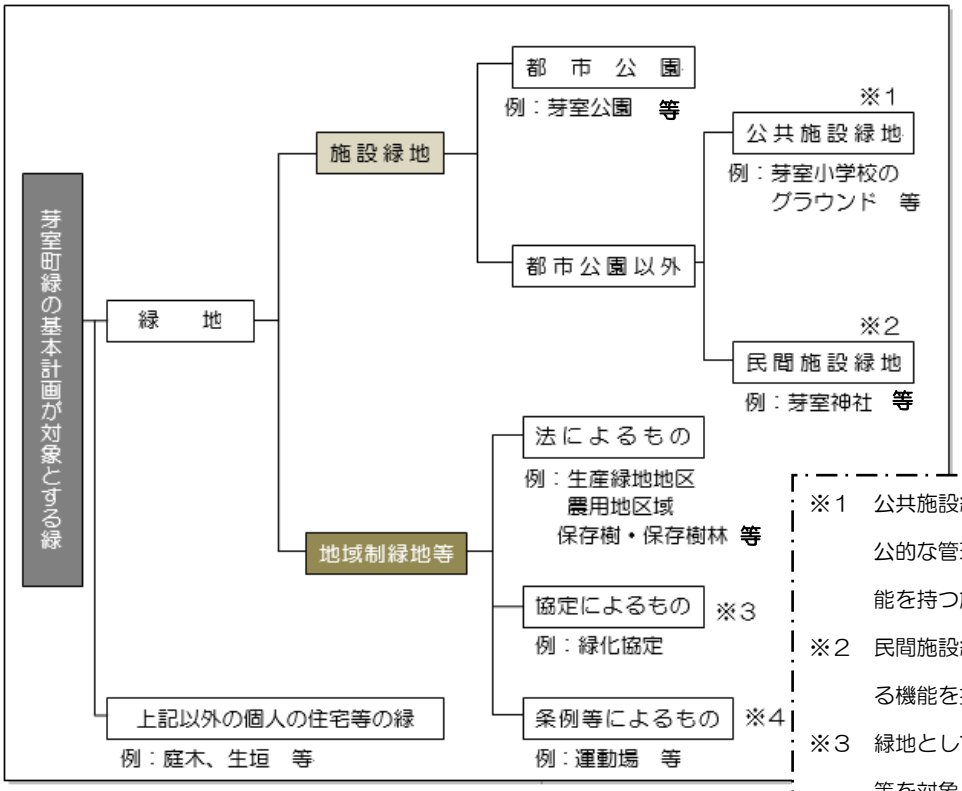

※1　公共施設緑地とは都市公園以外の公有地、又は公的な管理がされており、公園緑地に準じる機能を持つ施設。

※2　民間施設緑地とは民地空間で公園緑地に準ずる機能を持つ施設。

※3　緑地として面積算定する場合には植栽地面積等を対象とする。

※4　条例等の適用を受け、永続性の高いものを対象とする。なお緑地として面積算定する場合には植栽地面積等を参考にする。

■基本理念

本計画は総合計画における本町の「緑地の保全及び緑化の推進」に関する基本計画であることから、まちづくりの理念を共有するものであります。このため「緑の基本計画」の基本理念を下記のとおり設定しています。

みどりをみんなで育み
笑顔で暮らせるまち

■基本方針

本計画の基本理念を実現するための基本方針（緑の目指すべき方向）を４つ、以下のとおり設定しています。

（1）みどりをみんなで「まもる」	河川や農地、貴重な資源としての社寺林等の「みどり」をまもる。
（2）みどりをみんなで「つくる」	快適で豊かな生活が持続するために不足している「みどり」をつくる。
（3）みどりをみんなで「つなげる」	安全で安心して暮らすために点在している「みどり」をつなげる。
（4）みどりをみんなで「はぐくむ」	町民と行政の協働により地域の景観を映し出す「みどり」をはぐくむ。

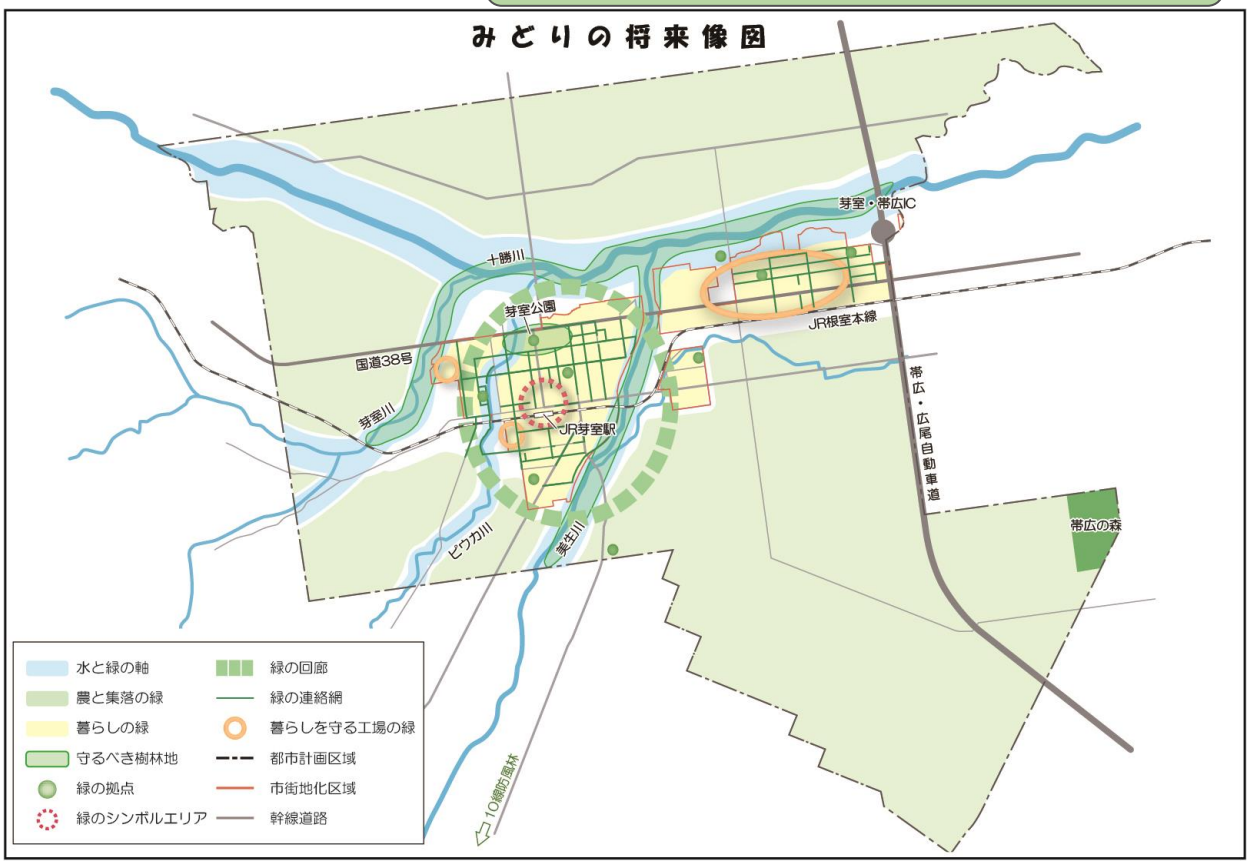

■緑地の配置方針

緑の基本計画の４つの基本方針のうち、町民・事業者・行政が協働で緑を「まもる」「つくる」「つなげる」の３つについて、配置方針を設定します。みんなで「まもり、つくり、つなげた」緑は、みんなで「はぐくんで」いきます。

みどりをみんなで「まもる」

○河川緑地と既存樹林の保全
○市街地を取り囲む農地の保全
○地域らしさを感じる緑の保全
○本町特有の自然林等の保全
○町民の原風景である緑の保全

みどりをみんなで「つくる」

○公共及び民間空間の緑化の推進
○身近な自然とのふれあいの場の整備
○災害時の避難場所となる公園の確保
○誰もが歩いて行ける身近な公園の整備
○火災時の延焼を防止する市街地内緑化の推進
○緑と花に包まれた美しい景観づくりの推進

みどりをみんなで「つなげる」

○まち全体を緑でつなげる
○花や樹木による緑の道の形成
○河川緑地の環境を保全
○生き物の移動空間となる緑ネットワークの形成
○避難路になる道路の街路樹等の整備
○歩くことが楽しくなる道の整備

■公園の配置方針

- 誰もが歩いて行ける身近な場所に公園を計画的に配置し整備します。
- 既存の公園は、住民のニーズを踏まえながら再整備を進めます。
- 芽室町公園等再整備構想（仮）による既存公園の再整備及び長寿命化を図ります。

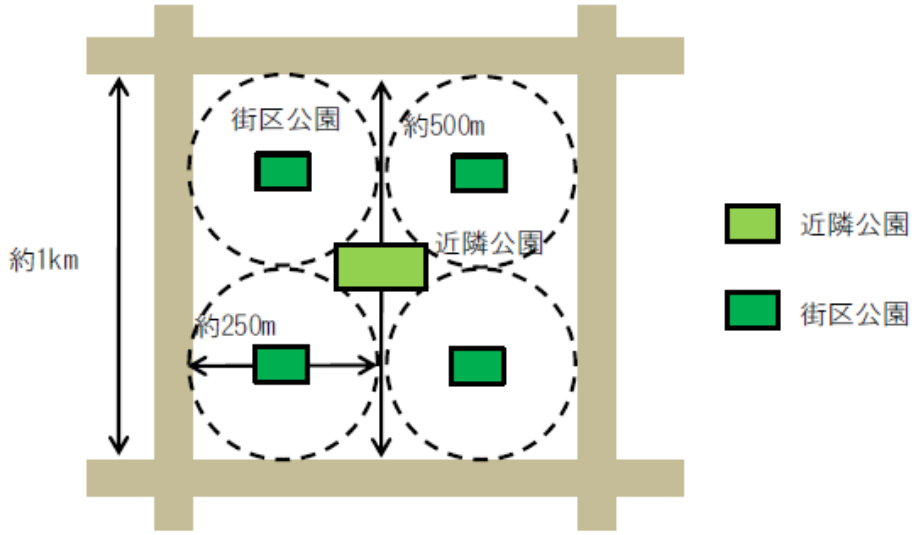

市街化区域での公園配置イメージ

■緑地の保全及び緑化推進のための施策

みどりを「まもる」、「つくる」、「つなげる」、「はぐくむ」の観点から、緑地の保全及び緑化推進のための施策方針を次のとおりとします。

基本理念	基本方針	基本施策	施策の方向性
みどりをみんなで育み　笑顔で暮らせるまち	みどりを「まもる」	河川緑地と農地の保全	河川緑地の保全
			農用地区域の維持
		自然樹林の保全	貴重な歴史・文化遺産としての樹林等の保全
			名木・古木の指定の検討
		既存樹木・樹林の保全	多様な生物の生息空間としての緑の保全
			開発における緑の保全指導
	みどりを「つくる」	公園緑地の整備の推進	公園の整備
			土地区画整理事業等による公園緑地の確保
			芽室町公園等再整備構想（仮）による既存公園の再整備と長寿命化
		公共施設の緑化の推進	公共空間における緑地の確保と整備
			公共施設の緑化
			駅前広場の緑化
		民間施設の緑化の推進	商業地の緑化
			工業地の緑化
			住宅地の緑化
	みどりを「つなげる」	親水空間の創出	美生川の河川敷利用
			ピウカ川の環境保全
		道路等の緑化の推進	国道沿道の緑化
			幹線道路の緑化
			親しみある道路の整備
			ポケットパークの確保
		冬期間の公園緑地の活用	冬期間の公園緑地の維持管理
			冬期間の公園緑地の活用
	みどりを「はぐくむ」	町民・事業者・行政の連携	町民活動の推進
			事業者の参加と支援
			行政推進体制の確立
			みどりのストック効果を高める都市公園等の活用
		普及啓発活動の推進	各種メディアを活用した情報発信
			官民連携によるみどりの活用
			みどりの担い手の育成
			教育機関との連携による普及啓発の推進
		景観まちづくりの推進	地域特有の景観の維持
			歴史的景観の保全
			農村景観の保全